

00  
24  
01

F-2

海外移住事業団会計規程(案)

(修正案)

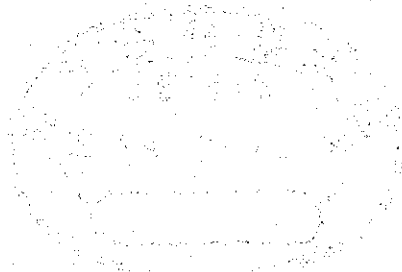
38.6.14

JICA LIBRARY



1023912[7]

19



国際協力事業団	
受入 月日 '21.8.21	000
	23.4
登録No. 13390	EM

# 海外移住事業団会計規程

## 目 次

第 1 章	総則（第 1 条—第 8 条）	1
第 2 章	会計機関（第 9 条—第 11 条）	4
第 3 章	資産（第 12 条—第 29 条）	7
第 4 章	負債及び資本（第 30 条—第 38 条）	14
第 5 章	予算の編成並びに予算実施計画及び支 払計画（第 39 条—第 44 条）	16
第 6 章	収納及び支払（第 45 条—第 53 条）	19
第 7 章	債権、物品及び不動産の管理（第 54 条—第 58 条）	26
第 8 章	契約	28
第 1 節	通則（第 59 条—第 78 条）	28
第 2 節	一般競争契約（第 79 条—第 92 条）	39
第 3 節	指名競争契約（第 93 条—第 95 条）	45

第 4 節	随意契約 ( 第 9 6 条 — 第 1 0 0 条 )	..... 47
第 9 章	決算及び報告 ( 第 1 0 1 条 — 第 1 0 8 条 )	..... 50
第 1 0 章	会計監査及び責任 ( 第 1 0 9 条 — 第 1 1 5 条 )	..... 53
第 1 1 章	雑則 ( 第 1 1 6 条 )	..... 56

附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、海外移住事業団(以下「事業団」という)の財務及び会計に関する基準を確立して、事業団の業務の能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 事業団の財務及び会計に関しては、海外移住事業団法(以下「法」という。)海外移住事業団法施行令(以下「政令」という。)海外移住事業団の財務及び会計に関する外務省令(以下「省令」という。)その他事業団の財務及び会計に関し適用又は準用される法令の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

### (会計の原則)

第 3 条 事業団の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

(1) 事業団の財政状態及び経営成績に関して、

真実な内容を明瞭に表示すること。

- (2) すべての取引について、正規の簿記の原則に従って、正確な記録整理をすること。
- (3) 資本取引と損益取引とを明瞭に区分して経理すること。
- (4) 会計処理の方法及び手続を毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(年度所属区分)

第4条 事業団の会計における取引に関する年度区分は、その会計取引の事実の発生した日により区分するものとし、その日を決定し難い場合は、その<sup>取引発生の</sup>~~原因たる~~事実を確認した日の属する事業年度により行なう。

2. 前項の規定にかかわらず、法第21条第1項第7号の規定による移住者が入植するための土地の譲渡を割賦にて行なう場合は、割賦代金収納期日により年度所属を区分する。

(経理区分及び勘定体系)

第5条 事業団の経理は、貸借対照表の勘定を資産、負債及び資本に、損益勘定を収益及び費用に区分し、その内訳として貸借対照表の勘定及び損益勘定をそれぞれ一般勘定、渡航費貸付勘定、拓植勘定及び融資勘定ならびに政令第17条に定めし旧勘定及び法附則第9条第1項に定める特別勘定および省令第~~二~~号第2条第2項に定める特別の勘定に区分し、会計細則に定める勘定科目によつて整理する。

(勘定整理)

第6条 事業団の資産、負債及び資本の増減異動並びに収益及び費用の発生に関する一切の取引については、会計伝票を作成し、これにより記録整理する。

(帳簿)

第7条 事業団は予算及び会計に関する帳簿を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録するものとする。

(実施細則)

第8条 この規程を実施するための会計細則その他必要な事務手続は、理事長が別に定める。



## 第 2 章 会計機関

### (会計機関)

第 9 条 事業団は、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとする。

- (1) 契約担当役
- (2) 出納命令役
- (3) 現金出納役
- (4) 物品管理役
- (5) 物品出納役
- (6) 不動産管理役

2. 理事長は、前項各号の会計機関の事務を分掌させるため必要に応じ、それぞれの分任会計機関を設けることができる。

3. 理事長は特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、現金出納役若しくは物品出納役又はこれらの分任会計機関に所属する出納員を置き、現金又は物品の出納保管の事務を取り扱わせることができる。

4. 前各項の規定による会計機関、分任会計機

関及び出納員は、理事長又は理事長の委任を受けた役員若しくは職員が任免する。

5. この規定のうち、会計機関について規定した条項は、分任会計機関について準用する。

(会計機関の職務)

第10条 契約担当役は、契約その他収入又は支出の原因となる行為及び債権の管理を担当する。

2. 出納命令役は、債務者に対する納入の請求、現金出納役に対する現金、預金又は有価証券の出納命令並びに勘定科目相互間の振替命令を担当する。

3. 現金出納役は、前項の規定による出納命令役の命令を受けて、現金、預金及び有価証券の出納保管を担当する。

4. 物品管理役は、物品（現金、預金及び有価証券以外の一切の動産をいう。以下同じ）の管理及び物品出納役に対する物品の出納命令を担当する。

5. 物品出納役は前項の規定による物品管理役の命令を受けて、物品の出納及び保管を担当する。
6. 不動産管理役は、不動産（土地及び建物その他土地の定着物をいう。以下同じ）の管理を担当する。

（会計機関の兼職禁止）

第11条 会計機関のうち、契約担当役と出納命令役、出納命令役と現金出納役並びに物品管理役と物品出納役は、それぞれ兼ねることができない。ただし、理事長が必要と認めるときはこの限りでない。

### 第 3 章 資産

#### ( 資産の区分 )

第 1 2 条 資産は流動資産、渡航費貸付資産、拓植資産、融資資産、固定資産、福祉資産、海外支部勘定、繰延勘定および見返勘定に区分する。

#### ( 流動資産 )

第 1 3 条 流動資産は現金、預金、有価証券、貯蔵品、未収金、仮払金、前払金、畜類その他これらに準ずるものとする。

#### ( 渡航費貸付資産 )

第 1 4 条 渡航費貸付資産は、法第 2 1 条第 1 項第 3 号にかかげる渡航費の貸付金とする。

#### ( 拓植資産 )

第 1 5 条 拓植資産は法第 2 1 条第 1 項第 7 号に定める業務の移住分譲地、造成工事支出金、造成工事前払金、割賦契約未収高その他これらに準ずるものとする。

( 拓植資産の価額 )

第 16 条 拓植資産の価額は次によるものとする。

(1) 工事又は工作によるものは、その建設又は製作に要した直接費 <sup>( 減額又は削除 )</sup> ~~( 減価償却費を~~ <sup>頼み、交付金受入により取得したものを</sup> ~~含む。 )~~ ~~除く。~~ )

(2) 購入によるものは、購入価額及び付帯費の合計額

(3) その他の場合はその適正な評価額

2. 移住分譲地の現状を維持し、又は原機能を回復するために必要な支出をした場合においては、当該支出は前項の価額に付加しない。

( 融資資産 )

第 17 条 融資資産は法第 21 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に定める業務の貸付金その他これらに準ずるものとする。

( 固定資産 )

第18条 固定資産は有形固定資産と、無形固定資産に区分する。

(1) 有形固定資産は、土地、建物、構築物、機械装置、船舶、車輛運搬具、什器備品、建設仮勘定その他これらに準ずるものとする。(福祉<sup>資産</sup>に属するものを除く。)

(2) 無形固定資産は、借地借家権、差入保証金、電話加入権その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の価額)

第19条 固定資産の価額は、その取得のために要した直接費及び付帯費の合計額とする。ただし、寄付又は交換により取得した固定資産については、適正な評価価額による。

第20条 固定資産の価額が、機能の陳腐化その他の事由により著しく不適當となつたときは、これを適正な価額に減額することができる。

第 2 / 条 固定資産が滅失したとき又はこれを譲渡し、売却し、交換し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その価額を削除する。

第 2 2 条 第 2 0 条および第 2 / 条の規定により、固定資産の価額を減額または削除したときは、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 法付則第 6 条第 4 項の規定により事業団が財団法人日本海外協会連合会から承継した<sup>資産のうち第 23 条に規定する福祉資産を除く</sup>固定資産の価額を減額または削除したときは、その減額または削除相当額を<sup>損失とする</sup>~~繰延勘定に計上する~~。
- (2) 法第 3 / 条の規定により政府から受けた交付金（以下「交付金」という。）をもつて取得した固定資産の価額を減額または削除したときは、その減額または削除相当額を<sup>損失とする</sup>~~繰延勘定に計上する~~。
- (3) 固定資産を有償譲渡しまたは売却したときは、削除額と譲渡または売却した価

- 3. 福祉資産の価額を削除した時は、その削除相当額を交付金資産の当金が減額する。
- 4. 福祉資産を有償譲渡、売却し、交換したことにより利益を生じた時は利益勘定に計上し、損失を生じた時は交付金資産の当金が減額する。
- 5. 福祉資産の減価償却は行わないものとする。

額との差額のみを利益又は損失とする。

(福祉資産)

第23条 福祉資産は、<sup>法付則が6条が4項の</sup> ~~交付金をもって取得~~ <sup>協会</sup> 規定により ~~事業団が財団法人日本海外連合会が~~ 取得した固定資産のうち、~~法第21条第1項第6号に定める福祉施設とする。~~ <sup>施設</sup> 承継した福祉施設及び交付金をもって取得した福祉とする。

2. 福祉資産の価額については、<sup>第20条、</sup> 第19条、<sup>第20条、</sup> ~~第20条の規定を準用する。~~ <sup>第20条、</sup> ~~固定資産の価額に関する規定を準用する。~~

(減価償却資産)

第24条 事業団は固定資産につき毎事業年度、次条に定める方法により減価償却を行うものとする。ただし土地および建設仮勘定その他償却することが適当でないもの並びに~~交付金をもって取得したもの~~を除く。

(以下減価償却資産という)

第25条 減価償却は、減価償却資産の取得価額を基礎として、定額直接法によるものとする。

2. 減価償却資産の残存価額は次のとおりとする。



(1) 有形固定資産 帳簿価額の一割

(2) 無形固定資産 零

(建設仮勘定)

第26条 事業団は、固定資産を建設することにより取得しようとする場合には、建設仮勘定を設けて経理するものとする。ただし、建設に要する期間が短期間で、かつ、建設に係る会計処理が簡単な場合はこの限りでない。

( 海外支部勘定 )

第 27 条 事業団は海外支部又は支部に準ずる現地<sup>法</sup>人(以下「現地法人」という。)の作成した財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)が、所在国の一般物価の変動、貨幣価値の変動その他の事由により、各勘定科目ごとに本、支部合併財務諸表を作成することが著しく不適當となつたときは、各海外支部又は現地法人に対する本部からの取引額をもつて、海外支部勘定としてこれを処理し、本支部合併財務諸表に代えることができる。

2. 前項による場合においても、参考資料として別に定める方式により連結財務諸表を作成するものとする。

( 繰延勘定 )

第 28 条 繰延勘定は、債券発行差金、外国為替差金、調査研究費等当該事業年度において、全額を負担することが不適當と認められるも

未払系 (渡航費貸付負債)  
渡航費貸付負債は、渡航費資金、借入金および渡航費回収等とする。  
(拓植負債)

ホ33条 拓植負債は、割賦契約等、移住地分譲代金<sup>・預金</sup>造成工事  
仮受金および受託事業負債その他これに準ずるものとする。

のその他これらに準ずる経費の繰延額とする。

(見返勘定)

第29条 見返勘定は、債務保証額見返、担保  
取得額、スワップ予託金その他これ等に準ず  
る貸借<sup>もの</sup>対象勘定とする。

#### 第4章 負債及び資本

(負債及び資本の区分) 渡航費貸付負債、拓植負債

第30条 負債は流動負債、固定負債、引当金お  
よび見返勘定に区分する。

2. 資本は、資本金、資本準備金、資本剰余金お  
よび利益剰余金に区分する。

(流動負債)

第31条 流動負債は短期借入金、未払金、仮  
受金、預り金および前受収益その他これらに  
準ずるものとする。

(固定負債)

第~~32~~<sup>33</sup>条 固定負債は、長期借入金、~~渡航費貸  
付金借入金~~および海外移住債その他これらに  
準ずるものとする。

(見返勘定)

第36条、見返勘定は、借入金保証額、担保取得額  
見返、スワップ受取額 その他これに準ずべきものとする。

15

(引当金)

第~~33~~<sup>35</sup>条 引当金は、交付金資産引当金その他  
これに準ずるものとする。

(資本金)

第~~34~~<sup>37</sup>条 資本金は、政府が出資した額とす  
る。

(資本準備金)

第~~35~~<sup>38</sup>条 資本準備金は、法付則第6条第四項  
に規定する積立金とする。

(資本剰余金)

第~~36~~<sup>39</sup>条 資本剰余金は、寄付金(現金以外の  
資産による寄付を含む)をもつて取得した  
固定資産の価額に相当する金額とする。

(利益剰余金)

第~~37~~<sup>40</sup>条 利益剰余金は、法第29条第1項  
に規定する積立金とする。

(欠損金)

第~~38~~<sup>41</sup>条 欠損金は、法第29条第2項に規  
定する繰越欠損金とする。

第 5 章 予算の編成並びに予算実施  
計画及び支払計画

( 予算の編成 )

第 ~~3~~<sup>22</sup> 条 事業団は、省令第 3 条の規定により予算を次の区分により編成するものとする。

- (1) 予算総則
- (2) 収入支出予算

イ、収入予算

ロ、支出予算

( 予算実施計画等の示達 )

第 ~~4~~<sup>23</sup> 条 理事長は、法第 27 条の規定による外務大臣の認可を受けた予算に基づき、契約担当役ごとに予算実施計画を定め、これを当該契約担当役に示達するものとする。

2. 理事長は、必要あるときは前項の規定により、契約担当役に示達した予算実施計画を変更することがある。この場合には、理事長は、変更した予算実施計画を当該契約担当役に示達する。

( 予算の実施 )

第~~47~~<sup>44</sup>条 契約担当役は、前条の予算実施計画の範囲内において契約その他支出の原因となる行為を行なうものとする。

2. 契約担当役は、前条の規定により示達された予算実施計画に基づく予算を流用し、又は当該予算実施計画に定める目的のほかこれを使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、理事長の承認を受けて、相互流用することができる。

( 予算の繰越 )

第~~42~~<sup>45</sup>条 契約担当役は、予算を翌事業年度に繰り越して使用する必要があるときは、理事長の承認を受けなければならない。

( 支払計画の示達 )

第~~43~~<sup>46</sup>条 理事長は、第40条に定める予算実施計画に基づき、出納命令役ごとに支払計画を定めこれを当該出納命令役に表示す

るものとする。

2. 理事長は、必要あるときは、前項の規定により出納命令役に示達した支払計画を変更することがある。この場合には、理事長は、変更した支払計画を当該出納命令役に示達する。
3. 出納命令役は、前2項の支払計画をこえて、支払の命令を発することができない。

(支払計画の繰越)

第~~44~~<sup>47</sup>条 出納命令役は、示達を受けた支払計画に残額を生じた場合は、翌年度の4月末日までに、その金額を理事長に報告しなければならない。

## 第6章 収納及び支払

### (収納及び支払)

第45条 現金の収納又は支払をする場合は、  
 出納命令役は、その根拠となる収入又は支出の内容を調査決定(以下「調定」という。)のうえ、債務者に対し、納入を請求し、又は現金出納役に対し収納若しくは支払命令を発するものとする。

2. 現金出納役は、出納命令役の命令により現金の出納を行なうものとする。

3. 前項の規定は、有価証券の受入又は払出の場合に準用する。

### (現金の管理)

第46条 現金出納役は、<sup>業務上の必要の手許</sup>収入金及び支払計画  
~~現金を除き、現金はすべて金融機関へ預金するものとする。~~  
~~による支払資金(以下「支払資金」という。)~~  
~~ただし、これを獲得しない理由にある納付物役に収納し~~  
~~を、法第33条第3号の銀行若しくは外国銀~~  
~~行への預金又は郵便貯金とするものとする。~~  
~~た現金についてはこの限りでない。~~

ただし、支払資金のうち、業務上の必要な手  
 もと現金については、この限りでない。



2. ~~事業団の預金口座を設ける銀行は、理事長が指定する。~~  
~~前項ただし書の規定による手もと現金の限~~  
~~業額上必要が手許現金の限金額は理事長が定める。~~  
~~度額は、別に定める。~~

3. ~~事業団の預金口座を設ける銀行は、理事長が指定する。~~

(現金、預金証書及び有価証券の保管)

第 ~~4-7~~<sup>50</sup> 条 現金、預金証書及び有価証券の保管は、次の各号に定めるところにより行なう。

(1) 現金、預金証書若しくは貯金通帳又は預り証書その他これに準ずる証書は、厳重なかぎのかかる容器に保管すること。

(2) 有価証券は、銀行又は信託会社に保護預けをすること。

(出納の締切)

第 ~~4-8~~<sup>57</sup> 条 出納命令役は、毎日の出納締切時刻を定めておかなければならない。

2. 現金出納役は、出納締切時刻後すみやかに帳簿と現金の在 high とを照合し、~~現金を取引金融機関に預け入れなければならない。~~  
~~ただし、現金を取引金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない理由により出納締切時刻後に収~~

~~納した現金及び第46条第1項ただし書の規定による業務上必要な手もと現金についてはこの限りでない。~~

3. 預金は、毎月末に預け入先より預金残高証明書を徴し、預金出納帳と照合しなければならない。

(証憑の授受)

<sup>52</sup>第49条 現金の収納には領収証書を相手方に交付し、支払(隔地払を除く)をする場合には、相手方から領収証書その他の証憑書類を徴さなければならない。

(支払方法)

<sup>53</sup>第50条 現金出納役は、支払をしようとする場合には、債権者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払にかえ、現金をもつて支払をすることができる。

- (1) 受取人が正当な理由あつて小切手による受領を拒んだとき。
- (2) 常用の雑費の支払で1件の取引金額が5,000円をこえないとき。
- (3) 給与の支払をするとき。
- (4) 前各号に掲げる場合を除くほか、理事長が必要と認めるとき。

(小切手事務の取扱)

- 第~~5-1~~<sup>5-1</sup>条 小切手は、現金出納役又はその分任会計機関でなければ振り出すことができない。
2. 小切手は、伝票に基づかなければ振り出すことができない。
  3. 小切手の振出年月日の記入及び記名押印または署名は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

(隔地払)

- 第~~5-2~~<sup>5-2</sup>条 隔地者に支払をする場合には、銀行送金又は郵便振替貯金により送金しなければならない。

2. 前項の規定により送金した場合には、送金  
手続が完了した日に支払がなされたものとし  
て当該取引を整理するものとする。

(前金払及び概算払)

第~~5~~<sup>5/1</sup>条 事業運営上特に必要があるときは、  
次の各号の一に該当し、かつ、相手方の信用  
が確実である場合若しくは確実な保証がある  
場合に限り、前金払又は概算払をすることが  
できる。

- (1) 前金払又は概算払をすることにより契約  
等を有利になしうるとき。
- (2) 契約等の性質上又は慣習上前金払又は概  
算払が必要であるとき。

2. 前項の規定により、前金払のできるのは、  
次の各号に掲げる経費とし、概算払のできる  
のは、第1号から第6号までに掲げる経費に  
限るものとする。

- (1) 工事請負代金及び物品の製作代金
- (2) 外国から購入する物品代金

- (3) 試験、研究、調査等の委託費
  - (4) 官公署（日本電信電話公社を含む）に対し支払う経費
  - (5) 負担金
  - (6) 旅費
  - (7) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う料金
  - (8) 土地、建物その他の物件の借料
  - (9) 保険料
3. 契約担当役は、前2項の規定による前金払又は概算払をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ相手方をして公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社より、同条第2項の前払金の保証を受けさせることができる。
4. 第2項第1号の前金払又は概算払をする場合の金額は、契約金額又は契約の予定金額の4割以内とする。

5. 第2項各号に掲げる経費以外のものについても特別の必要がある場合においては、理事長の承認を受けて前金払又は概算払をすることができる。

## 第7章 債権、物品及び不動産の管理

## (債権の管理)

第<sup>57</sup>~~54~~条 契約担当役は、事業団の債権管理にあつては、その発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも事業団の利益に適合するようにこれを行なわなければならない。

## (物品及び不動産の範囲)

第<sup>58</sup>~~55~~条 物品とは、損失勘定の支弁に属する備品、および消耗品並びに資産勘定の支弁に属する貯蔵品および什器備品をいう。

第<sup>59</sup>~~56~~条 不動産とは、第18条に規定した固定資産から前条に記載した什器備品を除くもの、第15条に規定した拓植資産および第23条に規定する福祉資産をいう。

## (物品及び不動産の管理)

第<sup>60</sup>~~57~~条 物品出納役及び不動産管理役は、おのおの管理する事業団の物品又は不動産を常に良好な状態において管理し、その用途に応じて最も効率的に運用しなければならない。

第<sup>61</sup>~~5-8~~条 本章に規定するほか、事業団の物品及び不動産並びに債権の管理及び取扱については、別に定める。



## 第 8 章 契約

### 第 1 節 通則

(本章規定適用の範囲)

第 ~~59~~<sup>62</sup> 条 本章に定める契約の規定は、事業団が日本国以外に設置する海外支部および現地法人において、特に所在国の法律又は慣習の相異により適用不可能なる場合を除くほか、これによらなければならない。

2. 前項の海外支部および現地法人所在国の法律又は慣習の相異により、本章と異なる契約方式を規定する場合は、予め理事長の承認を得なければならない。
3. 渡航費貸付業務、拓植業務および融資業務に関する契約については別に定める。

(契約方式)

第 ~~60~~<sup>63</sup> 条 事業団において、売買、貸借、請負その他の契約をする場合は、本章第 3 節及び第 4 節に定めるところにより指名競争契約又は随意契約をする場合を除き、すべて公告し

て競争に付さなければならぬ。

(契約書の作成)

第~~6-1~~<sup>64</sup>条 契約担当役が契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。

(契約書の記載事項)

第~~6-2~~<sup>65</sup>条 前条に規定する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち、必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 件名又は品名
- (2) 契約年月日
- (3) 数量、単位及び単価
- (4) 契約金額及び支払条件
- (5) 履行期限又は期間
- (6) 受渡場所
- (7) 契約保証金(契約保証金の帰属を含む。)
- (8) 前払金
- (9) 履行の監督又は検査
- (10) 違約金
- (11) 遅滞金

(12) 契約の解除

(13) 危険負担

(14) 契約内容の変更又は履行の中止の場合の  
損害負担

(15) 瑕疵担保責任

(16) 債権譲渡及び履行委任

(17) 相殺

(18) 紛争の解決方法

(19) その他必要な事項

(契約書の省略)

第~~63~~<sup>66</sup>条 契約担当役は、次の各号の1に該当  
する場合には、第~~61~~<sup>64</sup>条の規定にかかわらず  
契約書の作成を省略して、請書、見積書、請  
求書等契約の事実を明らかにする書類をもつ  
てこれに代えることができる。

(1) 60万円をこえない指名競争契約又は随  
意契約をするとき。

(2) 外国で100万円をこえない指名競争契  
約又は随意契約をするとき。

- (3) せり売に付するとき。
- (4) 物品売払の場合において買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (5) 第1号及び第2号以外の随意契約について理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

( 契約保証金 )

第~~64~~<sup>67</sup>条 契約担当役は、契約を締結する者から現金又は国債若しくは公社債をもつて契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2. 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもつてこれに代えることができる。
- 3. 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとする。

( 契約保証金の帰属 )

第~~65~~<sup>68</sup>条 前条の保証金は、契約の相手方が、

その責に帰すべき事由により契約義務を履行しないときは、事業団に帰属するものとする。

(契約保証金の返還等)

第~~66~~<sup>69</sup>条 契約保証金は、契約の履行が完了したときは、相手方に返還しなければならない。

(売払代金等の完納時期)

第~~67~~<sup>70</sup>条 財産の売払若しくは有償譲渡又は交換をするときは、その引渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の時までにその代金又は交換差金を完納させなければならない。

(貸付料の納付時期)

第~~68~~<sup>71</sup>条 財産の貸付をするときは、相手方が国又は地方公共団体である場合を除き、その貸付料を前納させなければならない。ただし貸付期間が6カ月以上にわたるものについては、定期にこれを納付させることができる。

(検査)

第~~69~~<sup>72</sup>条 契約担当役は、工事(調査及び試験を含む)、製造、購入、改工、修理、運送、

保管等にかかる動産又は不動産の引渡しを受けるときは、検査を担当する職員（以下「検査員」という）に検査させなければならない。

2. 検査員は理事長又は理事長の委任を受けた役員若しくは職員が任命する。
3. 検査員の職務その他検査に関し必要な事項は、別にこれを定める。

( 監督 )

第~~7-0~~<sup>73</sup>条 契約担当役は、工事の請負契約を締結したときは、契約の履行を確保するため、監督を担当する職員に工事の施行を監督させなければならない。

( 代価支払前の調書の作成 )

第~~7-1~~<sup>74</sup>条 契約担当役は、工事若しくは製造又は物件の買入で、その代価が30万円をこえるものについては、当該工事若しくは製造の完了又は物件の完納の後、検査員に調書を作成させなければならない。

2. 契約により、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、特に検査員に検査を命じ、調書を作成させなければならない。
3. 前2項の場合における支払は、同項の規定による調書に基づかなければ支払をなすことができない。

(部分払の限度額)

第~~7-2~~<sup>75</sup>条 前条第2項の場合における支払金額は、  
 工事又は製造についてはその既済部分に対する  
 代価の10分の9、物件の買入れについては  
 既納部分に対する代価を越えることができ  
 ない。ただし、性質上可分の工事又は製造に  
 おける完済部分に対しては、その代価の金額  
 までを支払うことができる。

2. 部分払をする場合において既に前金払がな  
 されているときは、次の算式により支払金額  
 を算出するものとする。

$$\begin{aligned} & \text{支払金額} = (\text{既済部分又は既納部分の対価}) \\ & \quad \times \frac{\text{契約金額} - \text{支払済前払金額}}{\text{契約金額}} \times \text{部分払の率} \end{aligned}$$

(請負契約についての準用)

第~~7-3~~<sup>76</sup>条 前2条の規定は、工事又は製造以外  
 の請負契約の全部又は一部の履行に対し支払  
 をする場合に準用することができる。

(契約の解除)



第~~74~~<sup>77</sup>条 契約担当役は、次の各号のノに該当するときは、契約を解除しなければならない。ただし、契約の継続が事業団の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかつたとき又は履行完了の見込がないとき。
- (2) 契約の履行につき不正行為があつたとき。
- (3) 契約の履行に関し、故意に事業団の職員の指揮監督に従わなかつたとき。
- (4) その他事業団の都合により必要と認めるとき。

2. 前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

(違約金)

第~~75~~<sup>78</sup>条 契約担当役は、相手方の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、当該契約金額の100分の10以上の違約金を徴収しなければならない。ただし、情状により、

契約担当役は、理事長の承認を受けて違約金を減額又は免除することができる。

2. 前項の規定により違約金を徴収する場合には、第~~6~~<sup>67</sup>条第1項に規定する契約保証金を、違約金の全部又は一部に充当することができる。

(遅滞金)

第~~7~~<sup>78</sup>条 契約担当役は、相手方の責に帰すべき理由により契約の履行期限までに給付が完了しなかつたときは、当該契約金額のうち履行遅滞に係部分に相当する金額百円につき1日10銭の割合で、履行期限の翌日から給付の完了の日までの日数により計算した遅滞金を徴収するものとする。ただし、遅滞金の総額が百円未満であるとき又はその金額に百円未満の端数があるときは、その額は徴収しないことができる。

(契約資格の喪失)

第~~7~~<sup>80</sup>条 契約担当役は、次の各号の1に該当すると認められる者に対しては、一定の期間

を限り、契約の相手方又は入札者及びそれらの代理人として参加することを禁止することができる。

- (1) 契約に関する調査にあたり虚偽の申出をした者
- (2) 契約に関し談合を行ない事業団に不利益を及ぼした者
- (3) 第~~74~~<sup>77</sup>条第1項第1号から第3号までの事由により契約を解除された者

(手付金)

第~~78~~<sup>81</sup>条 土地、建物等の購入又は借入に際し、慣習上手付金を交付する必要があるときは、その交付によつて契約を有利にすることができ、かつ、交付した金額を契約金額の一部に充当することができる場合に限り、手付金を交付することができる。

## 第 2 節 一般競争契約

(一般競争契約の方式)

第 ~~7-9~~<sup>82</sup> 条 契約担当役は、一般競争に付する場合は、一般に公告して入札させるものとする。

2 契約担当役は、必要があると認めるときは、一般競争に加わろうとするものに必要な資格を定めることができる。

3 契約担当役は、一般競争に加わろうとする者の欠格条件を定め、これに該当する者の参加を制限することができる。

4 前 2 項の資格並びに要件の基準は、別に定めるところによる。

(入札保証金)

第 ~~8-2~~<sup>83</sup> 条 契約担当役は、一般競争に加わろうとする者から現金又は国債若しくは公社債をもつて、その者の予定見積金額の百分の 5 以上の保証金(以下「入札保証金」という。)を納めなければならない。ただし、前条第 2 項の規定により参加資格を定めた場合におい

て必要がないと認めるときは、その全部又は  
一部を納めさせないことができる。

2 第~~6-4~~<sup>67</sup>条第2項及び第3項の規定は、前項  
の規定による入札保証金について準用する。

(入札保証金の帰属)

第~~8-1~~<sup>84</sup>条 入札保証金は、落札者が契約を締結  
しないときは、事業団に帰属するものとし、  
その旨入札の公告において明らかにしなければ  
ならない。

(入札保証金の返還)

第~~8-2~~<sup>85</sup>条 入札保証金は、落札者に対しては契  
約保証金の納入後(契約保証金の納付を免除  
した場合は契約締結後)その他の者に対して  
は入札終了後に返還するものとする。

2 落札者の入札保証金は、その請求により、  
契約保証金の全部又は一部に振り替えること  
ができる。

(公告)

第~~8-3~~<sup>86</sup>条 第~~7-9~~<sup>82</sup>条第1項の規定による公告は、

原則として入札期日の十日前までに不特定多数の相手方が知り得る方法をもつてしなければならない。ただし急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の規定の適用をうける請負契約に係る公告は、同法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間を設けてしなければならない。

第~~8-4~~<sup>87</sup>条 第~~7-9~~<sup>8之</sup>条第1項の規定による公告には、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 入札心得及び契約条項を示す場所
- (3) 競争執行の場所及び日時
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

- 2 契約担当役は、入札に加わろうとする者に対し、仕様書、図面、契約書の案文その他必要な書類及び見本、現品、現場その他当該契

約に関し必要な事項を示さなければならない。

- 3 契約担当役は、入札に加わろうとする者に対し、入札参加者の資格、入札保証金、入札及び開札の方法、入札の無効、落札決定の方法、入札者に対する注意事項等入札に関し必要な事項を記載した入札心得書を示さなければならない。

( 予定価格の設定 )

第~~8-5~~<sup>88</sup>条 契約担当役は、競争入札に付する事項の価格を当該契約事項に関する仕様書、図面、設計書その他の事項に基づき契約価格の総額について設定しなければならない。ただし、一定期間継続してなす製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

( 予定価格の取扱 )

第~~8-6~~<sup>89</sup>条 前条の予定価格は、封書にし、開札の際これを開札の場所におかななければならない。

- 2 予定価格は秘密とし、契約の相手方の決定後においても公表してはならない。

(開札)

第~~8-7~~<sup>80</sup>条 開札は、公告に示した場所及び日時に入札者の面前においてこれを開かなければならない。ただし、入札者で出席しない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わなければならない。

- 2 入札者はいつたん提出した入札書の引換、変更又は取消をなすことができない。

(入札の無効)

第~~8-8~~<sup>81</sup>条 第~~7-9~~<sup>82</sup>条第2項の規定による競争参加の資格がない者のなした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(落札)

第~~8-9~~<sup>83</sup>条 開札の結果、前条に規定する無効の入札を除き予定価格の制限内の入札で最底又は最高の価格によるものを落札するものとする。

(同価入札の処置)



第~~9-0~~<sup>93</sup>条 落札となるべき同価の入札をしたものが二人以上あるときは、当該入札者と協議し、又は抽選により落札者を定めなければならない。ただし、支障がないと認めるときは、当該入札者と協議の上、分割して契約することができる。

2 前項本文の抽選を行なう場合において、当該入札者のうち出席しない者又は抽選に応じない者があるときは、入札事務に関係のない職員をしてこれに代わり抽選に参加させることができる。

(再度の入札)

第~~9-1~~<sup>92</sup>条 開札の結果、第~~8-2~~条に規定する落札者がいないときは、直ちに再度の入札をなすことができる。

2 前項の規定により再度の入札をなす場合には、当該入札事項につき無効の入札をした者はこれに参加させてはならない。

3 第1項の規定により再度の入札をさせる場

合における入札書には、入札金額の内訳の記載を省略させることができる。

(せり売)

第~~9-2~~<sup>9-5</sup>条 契約担当役は、動産（不動産以外の財産をいう。以下同じ）の売払について特別の事由により必要があると認める場合においては、本節の規定に準じ、せり売に付することができる。

### 第3節 指名競争契約

(指名競争の要件)

第~~9-3~~<sup>9-6</sup>条 契約担当役は、次に掲げる場合においては、指名競争に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で、一般競争に付する必要がないとき。
- (2) 一般競争によるときは不当な価格で入札をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 予定価格が100万円をこえない工事若しくは製造又は 予定価格が60万円をこ

えない加工、修理若しくは物件の購入をするとき。

(4) 前号以外の契約でその予定価格が40万円をこえないとき。

(5) その他一般競争に付することを不利とする特別の事由があるとき。

2 随意契約にすることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(入札者の指名)

第~~9~~<sup>87</sup>条 契約担当役は指名競争に付しようとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約担当役が必要でないと認めた場合には、2人以上の入札者を指名すれば足りる。

2 前項の場合においては、第~~8~~<sup>87</sup>条第1項に規定する事項を各入札者に通知しなければならない。

3 前項に規定する通知は、入札期日の十日前

までにしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を2日までに短縮することができる。

4 第~~8-3~~<sup>86</sup>条第2項の規定は、前項の通知について準用する。

(一般競争契約に関する規定の準用)

第~~9-5~~<sup>98</sup>条 第~~7-9~~<sup>82</sup>条第2項、第~~8-0~~<sup>83</sup>条から第~~8-~~<sup>85</sup>  
2条まで及び第~~8-5~~<sup>88</sup>条から第~~9-1~~<sup>94</sup>条までの規定は、指名競争契約の場合に、これを準用する。

#### 第4節 随意契約

(随意契約の要件)

第~~9-6~~<sup>99</sup>条 契約担当役は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないとき。
- (2) 現に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして

履行させることが不利であるとき。

- (3) 業者が連合して不当な競争をする恐れがあるとき。
- (4) 随意契約によるときは時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込があるとき。
- (5) 急速に契約をするのでなければその機会を失うおそれがあるとき、又は著しく不利な価格その他の条件をもつて契約を締結しなければならぬおそれがあるとき。
- (6) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているため、その者と契約を締結しなければその目的が達せられないとき。
- (7) 事業団の行為を秘密にする必要があるとき。
- (8) 官公署（日本電信電話公社を含む）と契約するとき。
- (9) 予定価格が50万円をこえない工事若しくは製造、又は予定価格が30万円をこえない加工、修理若しくは物件の購入をする

とき。

- (10) 前号以外の契約で、その予定価格が20万円をこえないとき。
- (11) 運送又は保管をさせるとき。
- (12) 第~~5-9~~<sup>6-2</sup>条第2項に定める海外支部の契約を除くのほか外国で契約するとき。
- (13) その他競争に付することを不利とする特別の事由があるとき。

( 随意契約の特例 )

第~~9-7~~<sup>100</sup>条 競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付しても落札者がないときは、予定価格の範囲内において随意契約にすることができる。

2 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の範囲内において随意契約によることができる。

3 前2項の場合においては、契約保証金及び期限を除くほか、最初競争に付するとき定められた条件を変更することができない。

(分割契約)

第~~9-8~~<sup>101</sup>条 前条の場合においては、給付の性質上分割することができる場合に限り、数人に分割して契約することができる。

(予定価格の決定)

第~~9-9~~<sup>102</sup>条 随意契約によるろうとするときは、あらかじめ第~~8-5~~<sup>88</sup>条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴収)

第~~1-0-0~~<sup>103</sup>条 随意契約による場合には、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし急を要する場合又は契約担当役が必要でないと認められた場合には、1人の見積書で足りる。

2 1万円をこえない契約又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴収を省略することができる。

第9章 決算及び報告

(月次報告)

第 ~~1-0-1~~<sup>104</sup> 条 出納命令役及び契約担当役は、それぞれの所掌に係わる月次合計残高試算表及び債務負担行為報告書を毎月作成し、翌々月15日までに理事長に提出しなければならない。

第 ~~1-0-2~~<sup>105</sup> 条 理事長は、前条の規定により提出された書類により、事業団の月次合計残高試算表及び債務負担行為報告書を毎月作成し、省令第12条の規定に基づき、翌々月末日までに外務大臣に提出するものとする。

(決算報告)

第 ~~1-0-3~~<sup>106</sup> 条 契約担当役及び出納命令役は、毎事業年度、財務諸表及び決算報告書を作成し、翌年度の5月31日までに理事長に提出しなければならない。

(財務諸表の備付)

第 ~~1-0-4~~<sup>107</sup> 条 理事長は、法第28条第1項の規定により外務大臣の承認を受けた財務諸表を本部に備えつけておくものとする。



( 有価証券の評価 )

第 ~~1-0-5~~<sup>108</sup> 条 有価証券の価額は取得価格によるものとする。ただし、担保としての預り有価証券については、その額面額により、見返勘定に計上するものとする。

( 貯蔵品の棚卸 )

第 ~~1-0-6~~<sup>109</sup> 条 貯蔵品については、毎事業年度1回以上その棚卸を行ない、現品と帳簿とを照合して資産計上額の正確を保持するものとし、差額を生じたときは、その帳簿価額を増減するとともに、その相当額を利益又は損失とする。

( 貯蔵品の評価 )

第 ~~1-0-7~~<sup>110</sup> 条 貯蔵品の価額は、購入価額又は製作に要した費用とする。ただし、この方法により難い場合は、適正な評価価額によるものとする。

( 畜類の計算 )

第 ~~1-0-8~~<sup>111</sup> 条 畜類は、棚卸法により計算し、期

末現在の種類、性別、年齢その他により適正な評価価額を付するものとする。なお、期中に新たに購入取得した畜類の期中における価額は、その取得価額による。

## 第10章 会計監査及び責任

### ( 会計監査 )

第<sup>112</sup>~~1-0-9~~条 理事長は、予算の執行及び会計の適正を期するため、特に命じた職員をして会計監査を行なわせるものとする。

### ( 契約担当役等の義務と責任 )

第<sup>113</sup>~~1-1-0~~条 契約担当役及び出納命令役は、事業団の財務及び会計に関し、適用又は準用される法令及びこの規程に準拠し、かつ予算で定めるところに従い、善良な管理者の注意をもつてそれぞれの職分に応じ、事業団の収入、支出の原因となる契約、債権の管理、収納又は支出命令等の予算の執行に関連して行なわ  
るべき行為をしなければならない。

2 物品管理役は、別に定めるところに従い、

善良な管理者の注意をもつて物品の管理及び  
出納命令をしなければならない。

- 3 契約担当役、出納命令役及び物品管理役は、故意又は重大な過失により前二項の規定に違反して行為したことにより、事業団に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

(現金出納役等の義務と責任)

第~~111~~<sup>114</sup>条 現金出納役、物品出納役及び不動産管理役は、この規定の定めるところにより、善良な管理者の注意をもつてそれぞれ現金、有価証券若しくは物品を出納保管し、又は不動産を管理しなければならない。

- 2 現金出納役又は物品出納役が、善良な管理者の注意を怠り、その保管にかかる現金、有価証券若しくは物品を亡失し、又は破損したときは、その損害に対し弁償の責に任じなければならない。
- 3 前項の規定は、現金出納役又は物品出納役

の事務の一部を業務上補佐することを定められたものが、その保管に係る現金、有価証券若しくは物品の亡失又は破損等により事業団に損害を与えたときに準用する。

(物品使用者等の弁償責任)

第<sup>115</sup>~~1-1-2~~条 前条の規定は、役員又は職員が、業務の執行上保管し、又は使用する事業団の物品若しくは不動産(借用の場合を含む)を亡失し、又は破損したときに準用する。

(責任の分割)

第<sup>116</sup>~~1-1-3~~条 前3条の場合において損害が2人以上の者の責に帰すべきであると認められるときは、それらの者は、それぞれの職分に応じ、かつ、各人の行為又は不行為が当該損害の発生上に寄与した程度に応じて、弁償の責に任じなければならない。

(損害に関する報告)

第<sup>117</sup>~~1-1-4~~条 契約担当役は、会計機関又は役員若しくは職員が事業団に損害を与えたとき、

又はその事実を発見したときは、その内容及び意見を付して、すみやかに理事長に報告しなければならない。ただし、損害の程度の軽微なものについては、この限りでない。

( 弁償責任の検定及び弁償命令 )

第 ~~1-1-5~~<sup>118</sup> 条 理事長は、契約担当役その他の会計機関又は役員若しくは職員が、事業団に損害を与えたときは、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。

2 理事長は、前項の規定による検定の結果、弁償の責があると認めるときは、第 ~~1-1-0~~<sup>113</sup> 条第 3 項、第 ~~1-1-1~~<sup>114</sup> 条第 2 項及び第 3 項並びに第 ~~1-1-2~~<sup>115</sup> 条の規定によりその者に対して弁償を命ずる。ただし、その事実の発生した日から 3 年を経過したときは、この限りでない。

## 第 1 1 章 雑則

( 記録保存期間 )

第 ~~1-1-6~~<sup>119</sup> 条 会計記録に関する帳簿、伝票及び証憑書類の保存期間は、その処理の終つた翌

事業年度から起算して10年とする。

- 2 前項の保存期間を過ぎた後において廃棄しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

附則  
(実施期日)

本条この規程は昭和38年7月1日から実施する。

(現地法人への準用)

本条 外口において事業団の支部に代わるものとして、当該口の法律に準拠して設立された法人の財務および会計に関して準用する。

13

1944-1945

1

2

3

4